

# 令和6年（2024年）4月以降に有効期間が始まる 36 協定届について、様式変更があります。

大田原労働基準監督署

## 1 使用する様式について変更があります。

時間外労働の上限規制がこれまで適用猶予されていた事業や職種についても労働時間の上限規制がスタートするため、36 協定届について、様式が変更されています。

届出様式について誤りがあると受理ができないことがありますのでご注意ください。

限度時間以内で時間外・休日労働を行わせる場合（一般条項）		<a href="#">様式第9号</a>	<a href="#">リーフレット</a>	
限度時間を超えて時間外・休日労働を行わせる場合（特別条項）		<a href="#">様式第9号の2</a>		
変更になった様式	建設事業（災害時における復旧及び復興の事業）を含む場合	限度時間以内で時間外・休日労働を行わせる場合（一般条項）	<a href="#">様式第9号の3の2</a>	<a href="#">リーフレット</a>
		限度時間を超えて時間外・休日労働を行わせる場合（特別条項）	<a href="#">様式第9号の3の3</a>	
	自動車運転の業務を含む場合	限度時間以内で時間外・休日労働を行わせる場合（一般条項）	<a href="#">様式第9号の3の4</a>	<a href="#">【トラック】 リーフレット</a>
		限度時間を超えて時間外・休日労働を行わせる場合（特別条項）	<a href="#">様式第9号の3の5</a>	<a href="#">【バス】 リーフレット</a> <a href="#">【タクシー】 リーフレット</a>
	医行為を業として行う医師を含む場合	限度時間以内で時間外・休日労働を行わせる場合（一般条項）	<a href="#">様式第9号の4</a>	<a href="#">リーフレット</a>
		限度時間を超えて時間外・休日労働を行わせる場合（特別条項）	<a href="#">様式第9号の5</a>	

（主な届出のみ掲載をしています。）

## 2 労働保険番号・法人番号の記載が必須になります。

- 労働保険番号は、毎年行う年度更新の保険料申告書の控えに記載されている番号であり、労災保険の給付請求時に記載する番号です。労働保険料の申告・納付を事務組合等に委託している場合は委託先に照会してください。
- 労働保険番号は原則 14 桁ですが、労働保険料の申告と納付を本社でまとめて行う、「継続事業の一括」を行っている場合は、さらに 4 桁の被一括番号が事業場ごとに付与されています。
- 被一括番号については、認可時に発出された継続一括事業の認可申請書等通知書を確認いただくか、指定事業（本社）の労働保険番号を管轄する労働局に問い合わせをしてください。
- 労働保険番号が 09 から始まる事業に関しては、[本照会票](#)を栃木労働局労働保険徴収室に提出し、照会を行うことが可能です。
- 法人番号については、[こちら（国税庁のHP）](#)より検索をしてください。

本用紙は、「大田原労働基準監督署のお知らせ」に掲載をしています。



(R6.3)